

竹山 16-2 団地管理組合法人 来客駐車場使用細則

(目的)

第1条 管理規約第 80 条の規定に基づき、来客駐車場の使用に関する規定を定めることにより、住環境を適正かつ安全に維持し、来客駐車場の円滑で公正な運用をすすめることを目的とする。

(来客駐車場の指定)

第2条 来客駐車場は、棟ごとに別途理事会で定め、居住者に周知徹底する。

- 2 指定された来客駐車場以外の駐車は、緊急車両の妨げとなるばかりか、居住者の安全に問題が生じる恐れがあることから禁止とする。但し、非常時や来客駐車場の収納能力を超える来客が多い時期は、駐車場以外の場所に臨時に駐車を認める場合がある。

(来客の定義)

第3条 来客とは、当ブロック内の住居に、訪問先である居住者の許可を受けて、外部からの訪問客をいう。居住者が来客駐車場に駐車する場合はこの細則に規定する。

- 2 リフォーム業者の来客駐車場の使用も、この細則で規定する

(来客駐車場を使用する者の義務)

第4条 来客駐車場を使用する際には、下記の内容を厳守しなければならない。

- ① 指定の来客駐車場に駐車すること。
- ② 来客駐車場の使用申込に関する手続きなどは、理事会が定める。
- ③ 管理組合法人が指定する「来客駐車票」を掲示すること。
- ④ 騒音やアイドリングなどの迷惑行為を行わないこと。
- ⑤ 賃借人などの占有者は、組合員が細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、組合員は当細則に定める事項を占有者に遵守させなければならない。

(来客駐車の使用範囲)

第5条 来客者が使用できる来客駐車場は、訪問する棟の来客駐車場を原則とする。満車の場合は、ブロック内の来客駐車場の使用を認める。

(居住者の使用の範囲、及び使用の際の義務)

第6条 居住者の来客駐車場の使用は、買い物や送迎などのための一時駐車や、臨時の駐車のみとする。

- 2 居住者が来客駐車場に一時駐車する場合には、管理組合が指定する駐車票を掲示しなければならない。

(来客駐車場使用料)

第7条 来客駐車場の使用料は、1時間まで50円とし、1時間を超えるごとに50円を加算する。ただし居住者は1時間までの駐車は無料とし、1時間をこえる毎に50円とする。

- 2 居住者が一日に数回駐車する場合、合計駐車時間で1時間未満は無料とし、1時間を超えたら、第1項の規定で運用する。
- 3 20時間以上24時間までの1日の使用の場合は1,000円とする。
- 4 リフォーム業者の駐車料は、第11条の規定による。
- 5 居住者宅への訪問介護・看護車両、及び福祉関係の訪問車両は1時間までは無料、超えたら1時間50円とする。
- 6 当管理組合以外の居住者宅への訪問者は、1時間当たり100円とする。合わせて同条5項の規定を適用しない。並びに1日の最大料金を1,500円とする。
- 7 不動産業者の物件案内による駐車は、1時間までは無料、超えたら1時間100円とする。

(来客駐車場使用料の免除)

第8条 下記の対象となる者の使用料は免除とする。

- ① 管理組合法人発注の工事の関係車両
- ② 管理人の業務のための車両
- ③ 管理組合の業務のための車両
- ④ その他管理組合理事会が認めた車両。緊急の場合は理事長が判断する。

(来客駐車場使用料の徴収方法等)

第9条 上記7条に基づく使用料の徴収方法や申し込み方法などは、別途理事会の議決により周知するものとする。

(違反者への措置)

第10条 来客駐車場を使用する者が、この細則に違反した場合、理事長は理事会の議決を経て、駐車場使用者や訪問先の居住者に対し、使用禁止などの措置をとることができる。悪質な場合は氏名を公表し、敷地の違法占拠行為として、駐車料金の過料、レッカー移動などの必要な措置をとることができる。

- 2 居住者が当細則を無視し、常習的に違反した場合には、理事長は理事会の議決を経て、氏名を公表すると同時に、駐車料金の過料、レッカー移動などの必要な措置をとることができる。
- 3 違反者に対する駐車料金の請求は、駐車違反料金相当(15,000円)とする。またレッカー移動と、移動した駐車場料金は、車両の持ち主の負担とする。

(リフォーム工事業者の駐車措置)

- 第11条 専有部分の改修工事を行う際の業者は、次の事項を遵守することにより来客駐車場の使用を特別に許可するものとする。
- 2 リフォーム工事業者が、当ブロック敷地内に、1日に駐車できる台数は2台までとし、当管理組合が指定する来客駐車場に駐車し、当使用細則を厳守しなければならない。
 - 3 リフォーム工事業者は、来客駐車場に駐車する際には、管理組合法人が指定する駐車票を車両に掲示しなければならない。
 - 4 来客駐車場の使用は有料とし、1時間当たり100円とする。但し夜間工事は認めていないため、夜間の駐車は承認しない。該当する棟の来客駐車管理担当理事に支払うものとする。
 - 5 当管理組合敷地内への無許可での駐車及び当細則違反行為があり、かつ注意勧告に従わない場合は社名を公表し、当管理組合における今後の修繕工事申請を承認しない。但し、一時的な資材の搬入出のみ除外とする。

(事故回避義務、及び事故への対応)

- 第12条 来客駐車場を使用する者は、当ブロックの敷地内において、歩行者への安全対策、敷地内緑地の保全など、事故を未然に防止しなければならない。敷地内におけるあらゆる事故発生に関して、当管理組合法人は一切責任を持たない。
- 2 万が一事故発生の場合は、速やかに警察や当管理組合法人などへの連絡を行わなければならない。

(事務の委託)

第13条 理事長は、当細則に定める事務の全部又は一部を管理人に委託することができる。

(細則の改廃)

第14条 当細則の改廃は、団地総会出席者の過半数で決する。

(付則)

第1条 当細則は、2010年5月30日より発効する。

改定履歴

2011年5月29日 使用料を有料化による改定。

2017年5月21日 法人化、及び駐車場の設置などにより改定、規程名も来客駐車スペース使用細則から改定。

2020年6月28日 ブロック外住居への訪問者の駐車料金等を改定。